

降積雪期 輸送安全確保チェックリスト【保存版】

立ち往生・行政処分を防ぐために

国土交通省は、降積雪期において冬用タイヤ未装着等により事業用自動車が立ち往生した場合、運送事業者に対する監査を行い、輸送の安全確保措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となることを明確に示しています。

出庫前・車両装備チェック（毎日）

- 冬用タイヤ（スタッドレス）を全輪装着している
- タイヤ溝は使用限度以上ある
- 夏タイヤとの混在はない
- ホイール・ナットの緩み、異常はない
- スノーチェーンを携行し、装着可能な状態である
- 灯火類・ワイパー・ウォッシャー液は正常
- 燃料は十分に確保している

点呼時チェック（運行管理者）

- 気象警報・注意報を確認している
- 走行ルートの降雪・通行規制情報を確認している
- 危険箇所をドライバーに周知している
- チェーン装着判断を明確に指示している
- 無理な運行をしないよう指示している

運行中チェック（ドライバー）

- 安全速度・十分な車間距離を確保している
- 急発進・急制動・急ハンドルを行っていない
- 降雪が強まった場合は速やかに報告している
- 必要に応じ早めにチェーンを装着している

管理者確認（事業者責任）

- 降雪時の運行判断基準を社内で共有している
- 点呼・指示内容を記録している
- 立ち往生・事故時の連絡体制を確認している

【重要】立ち往生は事業者責任です。

ドライバー任せにせず、事前確認と適切な運行判断を徹底してください。

発行：東日本物流事業協同組合

参考：国土交通省「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」（令和7年12月4日）